

目 次

審査情報提供事例（47事例）について

審査情報提供事例（47事例）について

再審査の終了した医薬品を薬理作用に基づいて適応外投与した場合は、いわゆる昭和55年通知（昭和55年9月3日付け保発第51号）に基づいて、審査委員会の医学的判断によって保険適用される取扱いとなっております。

先般、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において、医薬品の適応外使用事例につき審査上認める47例が取りまとめられ、その概要について社会保障部だより（平成19年10月1日 平成19年度No.2）に掲載したところですが、内容について下記のとおりまとめましたので、今後の診療の参考にして下さい。

なお、本内容については支払基金のホームページ（<http://www.ssk.or.jp/index.html>）、また日本医師会ホームページ（<http://www.med.or.jp/>）のメンバーズルーム中「医療保険」「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」にも掲載されております。（鳥取県医師会ホームページよりリンクしております。）

（次項以降に掲載）

【県医注】なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的判断に基づいた診査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意ください。